

1. 議事日程（第33日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第55号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第56号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第70号 あらたに生じた土地の確認について
- (2) 議案第71号 字の区域の変更について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第57号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第58号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第73号 和解について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第59号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- (2) 議案第60号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- (3) 議案第61号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第62号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第63号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第64号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第65号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第66号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- (9) 議案第67号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）
- (10) 議案第68号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (11) 議案第69号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）

- (12) 認定第 1号 令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第 2号 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定について
- (14) 認定第 3号 令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計決算の認定について
- (15) 認定第 4号 令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

日程第 5 議案第75号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第10号）

日程第 6 発議第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第 7 議員派遣の件について

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博

1番 木下 文宣                      2番 何川 誠                      3番 嶋元 秀司

4番 田中 辰夫                      5番 何川 雅彦                      6番 宮下 昌子

7番 高橋 健                      8番 小西 涼司                      9番 新宅 靖司

10番 田中 万里                      11番 北垣 潮                      12番 島田 光久

13番 津留 和子                      14番 桑原 千知                      15番 西本 輝幸

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣                      副市長 村田 一安

教育長 高倉 利孝                      総務部長 宇藤 竜一

企画政策部長 花房 博                      市民生活部長 水野 博之

建設部長 小西 裕彰                      経済振興部長 井手口隆光

健康福祉部長 坂田 結二                      教育部長 山下 正

上天草総合病院事務部長 森 千壽                      水道局長 山本 一洋

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 海崎 竜也                      局長補佐 山川 康興

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案1件、議員発議1件の計2件です。議案第75号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第10号）及び発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出については、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、審議、表決することに決定しました。

皆様の賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

これで、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

---

#### 日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件を議題といたします。総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、9月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第56号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についての議案を、上天草市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、本委員会から議長に提出することに決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び審査の申し出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** これで、質疑を終わります。

**○議長（園田 一博君）** これから、総務常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 討論なしと認めます。ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次、採決をいたします。

議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長（園田 一博君）** 議案第56号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

**○議長（園田 一博君）** 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第70号、あらたに生じた土地の確認について、ほか1件を議題といたします。経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君）** おはようございます。

経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、9月14日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに、結果について御報告いたします。

議案第70号、あらたに生じた土地の確認について及び議案第71号、字の区域の変更についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

あわせまして、委員会では、9月26日に、瀬子浦地区海岸土砂敷きならし事業について、所管事務調査を行いましたので、御報告いたします。

委員会では、まず、大道漁業協同組合から提出された瀬子浦海岸におけるアサリ漁場回復計画の内容について、執行部から説明を受けました。事業概要は、令和3年度から底質改良対策及び食害生物対策並びにアサリの放流に着手するというものであり、執行部としては、事業計画に基づき、今後、事業の推移を注視していき、適宜、常任委員会に報告していきたいと説明がありました。これに対し、委員から、全国的にアサリの漁獲高が減少している状況にあることから、市は事業計画に基づき少しでも多くのアサリが生育するよう慎重に取り組むよう関与していくこと。また、海岸整備については、これ以上の予算を投じないことなど意見がありました。委員会としては、海岸土砂敷きならし工事で、陸域部について、自然公園法の規定値に合致すること。海域分については、有効活用として、アサリ漁場として活用されることを確認し、審査を終了しました。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

**○議長（園田 一博君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

北垣潮君。

**○11番（北垣 潮君）** 瀬子浦のアサリ漁場回復の底質の改善というか、どういうことをされるか、お聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 底質改善については、内容を少し申し上げますと、海底の底質改良対策として、フルボ酸鉄シリカを所定の位置に設置し、経過観察を行うということです。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） フルボ酸鉄というのは、この川から、山から流れてくる品物でありますので、別にそういうのはせんでもよかと思うとですけど、ほかに、底質でなれば、今現在の泥干潟とか、こういう大きい石ころをどうするのかということをお聞きします。それから、もう一つですね、食害対策とありましたけども、食害対策というのは、どういうことをされるかお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 底質改善に、さっき言及されましたけれども、そういったフルボ酸鉄シリカを所定の位置に20カ所ぐらいばらけて設けて、これは、ぬかるんだ地質を改善するような意味だと思っております。石ころという部分については、撤去して持っていくということで、その石ころ自体には、それは関係ないことだと思っております。で、食害対策について、1点。これはですね、海面から海底まで届くような網をもって、ナルトビエイとかですね、そういったエイの進入を防ぐような対策になっているというような説明でございました。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） アサリの食害対策としては、ナルトビエイだけでなく、ツメタガイ、ツメタガイの対策もしなくちゃ、アサリも食べられてしまうし、よくないと思いますけど、1番問題は、私はですね。阿村港から持ってきたしゅんせつ土砂だと。あ、今それ言われんとか。またあとで。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） しゅんせつ土砂の撤去、その部分については、この前、委員会の委員長報告の中で十分に説明したと思います。今日の分は、この前26日に行った報告の内容を報告するところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

田中万里君。

○10番（田中 万里君） 1点だけお尋ねいたします。さきの分科会会長報告において、事業報告書が出ていないという指摘を受けました。その部分も含めて、今回この事業報告書が出されて、常任委員会ではそれを審査した結果、執行部、常任委員会も、その事業計画どおりに今後実施をし、改善に努めるという、納得されたということによろしいのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） この26日の委員会の中では、まず、事業計画書の有

無、あるかないかというところで、あるということで、その概略内容等について、委員会の中で聞かせていただきました。委員さん皆さん、それを確認の上、納得されたというような結果でございました。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） では、執行部のほうでは、その事業報告書の内容をしっかりと吟味した後、委員会に提出され、今後も、委員会の中で、途中経過なりは報告されるというふうにとってよろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 報告時の質疑の中で、今後の執行部の関わり方、そういう点についても質疑がありましたけれども、しっかりと関わっていくというような説明でございました。

○議長（園田 一博君） ほかに。

宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 確認ですけれども、9月26日の委員会に、その計画書が出された。出されたというか、執行部からのあるということで報告があったということ、今、委員長が答えられたと思うんですけど、私たちが議案の審議をしたときに、皆さんから、その計画書がないのに予算をとということで、いろいろあったと思いますが、その時点で、もう既に大道漁協にはその計画書はあったということですか。それとも、委員会で出てきたので、それから、慌てて言うとおかしいかもしれんけど、計画書を出されたのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 予算等の委員会の時点では、計画書はあるとかという質疑の中で、今、製作中であるというような返答でございました。で、質疑等もあった中で、事業計画書の有無を尋ねられましたけれども、その後、どうなっているのかというようなことで、委員会のほうでも確認がしたいというようなことでしたので、再度お願いしたところ、こういった事業計画書ができて、それを漁協の理事会等で採決されて、市のほうに提出されたということだと思います。提出後に、委員会がそれを確認したというような流れです。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、経済建設常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決をい

たします。議案第70号、あらたに生じた土地の確認についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第71号、字の区域の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第57号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、9月8日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第57号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第58号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第73号、和解についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。



以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、文教厚生常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決をいたします。

議案第57号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第58号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第73号、和解についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました案件のうち、議案第59号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）から議案第69号、令和2年度上天草市立

上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の、以上ほか11件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

**○予算決算常任委員長（田中 万里君）** おはようございます。

令和2年度補正予算に関わる予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第59号から議案第69号までの11議案について、委員会及び各分科会を開催し、内容について慎重に審査しましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第59号から議案第69号の令和2年度各会計補正予算議案について、御報告いたします。

議案第59号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、総務分科会所管について、委員から、天草エアライン関連補助金及び負担金について、天草エアラインの利用者のうち、上天草市民の割合はと質疑があり、これに対し、執行部から、平成28年3月から29年2月までの期間、天草エアラインが利用者を対象に行ったアンケートによると、上天草市市民の割合は6.9%であったと答弁がありました。また、委員から、本市における天草エアラインの必要性を考えた場合、補助金を支出してでも維持する必要があるのかと質疑があり、これに対し、執行部から、観光振興面、また、地域医療充実の観点から考えても、アクセス方法は多いほうが有利であり、維持すべきと考えていると答弁がありました。

続きまして、経済建設分科会所管について、合津地区排水整備工事について、委員から、本事業を補正予算で実施しなければならない理由は、また、具体的な施工内容及び完了見込みはと質疑があり、これに対し、執行部から、本事業は、釜新田地区排水不良問題を解消するため、平成29年度から着手しており、令和元年度繰越予算とあわせて施行し、早期に完了することで、合津川河川整備の早期着手に寄与するものと考えている。施行内容は、413メートルの排水路整備、上下水道の布設替え、管理道路の整備を予定しており、工事完了は今年度末を予定している。ただし、諸般の事情により繰り越しをお願いする場合がありますと答弁がありました。

次に、瀬子浦地区海岸土砂敷きならし整備工事について、委員から、今回土砂の敷きならし整備工事費はどのような経緯で計上されたのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、5月15日に天草自然保護官と協議を行い、陸域部の影響を受けた箇所については改善し、結果を報告することを求められ、海域部については、意見を申し上げる立場ではないと見解を示された。天草保護官の見解を受け、5月20日、大道漁協と協議し、今後、アサリ漁場として管理する方針であること、また、海域の管理や整備の方針などを確認した。その後、7月21日に、地元区長をはじめ地区評議員、大道漁協理事、瀬子浦の自然を守る会の関係者を対象に、事業説明会を開催した結果、漁協の意向であるアサリ漁場管理の方針を信用して土砂敷きならし整備で地域の同意を得たことから、今回の予算計上に至った。事業説明会では、瀬子浦の自然を守る会や、大道漁協、地元区長等から多様な意見をいただき、海岸の土砂を敷きならすことの同意を得たと答

弁がありました。また、委員から、令和元年度予算額と今回の補正予算額の差額の理由はと質疑があり、執行部から、予算の差額については、計画高の変更に伴い、整地する土砂の量が増えたこと。また、不要な土砂の処分に関わる運搬費と処分費が増えたことによるものであると答弁がありました。また、委員から、水銀含有量の検査結果についての見解は、また、大道漁協に対し事業計画書の提出を求めているが、既に提出されているのかという質疑があり、執行部から、水銀含有量の含有量調査においては、工程の推定より結果が定量限界数0.0005ミリグラムパーリッターを下回っていることから、問題はない。アサリ漁場の事業計画書については、現在、大道漁協に提出を求めているところであり、市としてもしっかりと関与していくと答弁がありました。

次に、湯島峰公園トイレ設置委託料3,559万9,000円について、委員から、港に設置したトイレの処理能力等の検証を行った結果、有効と判断し、同様の施設を設置するのか。また、3,500万強と高額な予算が計上されているが、ほかのトイレと比較検討は行ったのかと質疑があり、これに対し、執行部から、昨年港に設置したトイレについては、処理能力等問題は発生しておらず、また、維持管理コストは、トイレの清掃管理費以外に発生していない。トイレの選定については、立地的な観点及び初期投資が少々割高になっても、維持管理コストを考慮して自己完結型トイレを選定したと答弁がありました。

続きまして、文教厚生分科会所管について、委員から、温泉施設設備修繕について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月16日から5月末までの期間、臨時休業されていたが、ブローアは、どのタイミングで故障したのかという質疑がありました。これに対し、執行部から、5月31日まで休業期間を設け、指定管理者は5月25日から、再開に向け点検を開始し、機械が正常に作動していることを確認している。その後、6月1日に、営業を再開、毎日3回の目視点検を実施していたが、6月3日になって故障が見つかったと答弁があり、また、委員から、指定管理者の管理方法は十分だったと判断した上で補正するという事で間違いはないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、指定管理者からは、施設の維持管理や事業報告等の資料を定期的に提出してもらい、必要に応じて担当者や担当課長が現場に出向き、実施状況を確認している。また、故障箇所等の報告があった場合、その故障内容を調査確認し、協議した上で、予算要求に至っており、管理に問題はなかったと判断したと答弁がありました。

このような審査を経まして、採決の結果、議案第59号は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第60号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）から議案第62号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第63号、令和2年度上天草市斎場特別補正予算（第1号）についてでございます。火葬予約管理システム導入事業について、委員から、以前から、本システムの導入について要望があっていたと思うが、この時期になった理由は何かと質疑があり、これに対し、執

行部から、斎場を予約する際の来庁時における新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から導入するものであると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第63号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第64号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、浄化槽更新工事設計業務委託料65万円について、委員から、設置から25年で経年劣化することは考えられない。修繕では対応できないのか。また、本事業は、新たに改修するための設計費と考えてよいのかと質疑があり、これに対し、執行部から、平成23年、26年、28年に約490万をかけて修繕を行った。設備の状況等について、専門家の意見を聞き、改修が必要と判断し、今回の設計費を計上したと答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第64号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第65号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から議案第68号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）については、慎重に審査した結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第69号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。寄宿舍使用料について、委員から、新型コロナウイルス感染拡大により、看護学校を休校したときの寮費減免措置とのことだが、休校中、生徒はどのように過ごしたのか。また、授業料減免の必要はないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、休校の期間中、生徒は自宅で待機し、通常とは違った形の授業として、オンライン授業や課題の提供等を実施したことから、授業料の減免は行っていないと答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第69号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、補正予算議案に関わる予算決算常任委員長報告を終わります。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** これで、質疑を終わります。

**○議長（園田 一博君）** これから、議案第59号から議案第69号までの案件について、討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** 議案第59号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場から討論いたします。補正予算のうち、二つの事業について問題があると考

えます。

一つは、大道瀬子浦地区海岸土砂敷きならし整備工事費1,780万円です。これは、海岸にしゅんせつ土などを入れた後、長年放置していた問題であり、地元から撤去して元の海岸に戻してほしいという要望があったものです。漁協や地元との協議の結果、漁協がアサリの養殖をしたということで、皆さんがそれを信用して、敷きならしをすることに同意されたということです。しかし、当初、アサリの養殖をするということで、しゅんせつ土は投入されています。実際は、漁協はその後は何もされていなかったのですから、到底口約束で信用できるものではありません。先ほど、委員長のほうから、計画書が提出されたということですが、補正予算を組む段階で、この事業計画書を確認した上での予算を組むべきではなかったのでしょうか。まずは、事業計画をきちんと確認した上でされるべきだったというふうに思います。また、地元の方にも説明をされたということですが、一部の人だけではなく、地元住民全員に説明はすべきだというふうに考えます。予算計上するのは、それからでよいと考えます。

もう一つは、湯島公園トイレ設置委託料3,559万9,000円です。このトイレは、完全自己処理型トイレということで高額になっています。3,559万9,000円のうち、本体及び設置費1,944万円。ヘリで公園まで運ぶということで、輸送費に1,615万9,000円。こんなに多額のお金をかけて、今設置すべきなのでしょうか。県の離島振興策の一環として、補助金が交付されることになったために、今回の補正になったという説明でしたが、県の補助金は850万円です。観光客用には、昨年既に港に1基、そして、湯島公園、湯島交流施設シーグラスのトイレが新しくできました。今回の予算計上にあたって、峰公園へ行く観光客数も把握されていません。安易過ぎるとしか言いようがありません。住民の皆さんの要望もあるようですから、いずれは公園へのトイレ設置も必要かと思いますが、今、市の財政も潤沢にあるわけではありません。新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている方々への支援こそ急ぐべきときではないでしょうか。

以上、二つの事業予算に対して反対いたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第59号に賛成者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 次に、議案第59号に反対者の討論の通告がありますので、発言を許します。

11番、北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 瀬子浦地区海岸土砂敷きならし整備工事1,780万円について、反対討論をします。

平成18年6月議会の一般質問にもありますが、当時の農林水産部長から、阿村の阿村港のしゅんせつ土砂を入れて、八代海、有明海の漁協の組合の人たちが大変喜ばれたところがあるという話を聞きましたので、ずっとこう聞いてまわったんですけど、有明海の荒尾漁協に電話で聞いたところ、アサリ貝が増えるという話を聞いて、しゅんせつ土砂を入れたら、かえって貝が少なくなり、そして、とれなくなると。そういう話がありました。県立大学の堤裕昭副学長の、

しゅんせつ土砂はアサリ漁場に向かないという言葉が裏づけるものであります。平成24年から25年にかけて、上天草市が行ったアサリ漁場造成事業によって、ほとんどの砂干潟はなくなり、この瀬子浦海岸ですね。ほとんどの砂干潟はなくなり、その部分は、砂であった部分は、しゅんせつ土から流れた黒いぬかるみの泥干潟になり、それまでいた特別大きなアサリもハマグリもなくなっています。アサリ漁場にするには、3月議会で市長が答弁された「現状回復に向けてやれることをやっていきたい。しゅんせつ土も回収することになると思います。私も竹島に持っていくのが1番いいんじゃないかと思います。」これに尽きると思います。なので、今回のしゅんせつ土砂敷きならし工事に反対します。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第59号に反対者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 次に、その他の議案について、討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次、採決をいたします。

議案第59号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、可決することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 議案第60号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第61号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第62号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第63号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第64号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第65号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第66号、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第67号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第68号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり

り決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第69号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時08分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、予算決算常任委員会に付託いたしました案件のうち、認定第1号、令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定についてから、認定第4号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についての以上4件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 令和元年度（平成31年度）決算に関わる予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました認定第1号から認定第4号までの4議案について、委員会及び各分科会を開催し、内容について慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、認定第1号、令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定についてでございますが、総務分科会所管について、委員から、自主防災組織活動支援事業補助金について、当初予算では、234万円の執行を予定されていたが、執行残が発生している。申請が少なかったのは、手続が煩雑だったことが原因ではないかと質疑があり、これに対し、執行部から、原因は、申請件数が34件と予定より少なかったためである。手続については、各団体に対し丁寧に説明を行っており、煩雑だったとは思っていないと答弁がありました。

次に、移住お試し施設賃借料について、委員から、利用使用人数及び使用日数はと質疑があり、利用ですね、利用人数及び利用日数はと質疑があり、これに対し、執行部から、10世帯22名



が利用し、延べ利用日数は97日間であると答弁がありました。また、委員から、本事業で成果につながった事例はあるのかと質疑があり、これに対し、執行部から、令和元年度では、施設利用者のうち、1世帯2名が本市に移住したと答弁がありました。

次に、経済建設分科会所管について、委員から、新規就農総合支援事業について、事業に取り組んだ結果、新規就農者数や耕作面積等の成果はと質疑がありました。これに対し、執行部から、新規就農者数は12人で、そのうち3組の夫婦が含まれている。次世代人材投資資金交付金額は1,425万円、作付面積は2,652アールであったと答弁がありました。

次に、イノシシ捕獲用の大型囲い罠について、委員から、管理業務委託料が発生しているが、費用対効果はどう検証しているのかと質疑があり、これに対し、執行部から、令和元年度は1頭、今年度は2頭にとどまっている。しかし、地元では、捕獲活動計画に基づく週2回の見回りの実施や、ICT及びモニターリングシステムの研修に取り組まれるなど、捕獲に向け努力されているところであると答弁がありました。

次に、上天草マルシェ出店事業、上天草マッチング機会創出業務、上天草ブランド販路拡大業務及び上天草市産品開発支援事業について、委員から、各事業の成果はと質疑がありました。これに対し、執行部から、各事業の成果目標として、取引先及び販売の拡大を掲げている。成果としては、関東や関西圏等のバイヤーを対象に商談会を開催し、65件の新規取引先を得た。また、上天草ブランド認定品として32品目を選定しており、それらの商品で年間1億8,000万円を売り上げていると答弁がありました。

次に、市道舗装工事について、委員から、まだ未整備の要望箇所が多く残っており、未実施の箇所も多いと推察する。令和元年度末時点で、要望件数に対して、実施率はどれくらいなのかと質疑があり、これに対し、執行部から、行政として取り組むべき要望案件が年間200件ほどあり、その中でも、舗装工事の要望が特に多い。近年、舗装工事を重点化事業として取り組んでいるが、実情は追いついていない。要望箇所、必要事業費、実施率については、令和2年3月末で要望件数167路線のうち、施工済箇所が77路線、事業費ベースで換算すると約11億円に対し、約3億円施工しており、27%の実施率となっていると答弁がありました。

次に、浄化槽設置整備事業補助金について、委員から、当初予算における設置基数に対し、実績数は、また、設置を推進するために、どのような取り組みがなされていたかと質疑があり、これに対し、執行部から、計画基数102基に対し、実績は70基であった。推進の取り組みとして、県の合併処理浄化槽促進事業を活用した補助対象者への助成拡充や、県内で唯一、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関わる宅内配管の設置費用に対する上乘せ助成に取り組んだと答弁がありました。

次に、上天草市斎場特別会計について、委員から、工事請負費の当初予算は約4億円だったが、決算額が約2億3,700万になった理由はと質疑があり、これに対し、執行部から、当初予算を要求した時期は実施設計を行っており、詳細な設計額がわからなかったこと。また、設計額に余裕を持たせていたことが、主な理由であると答弁がありました。

次に、上天草市物揚場造成事業特別会計について、委員から、物揚場使用料の滞納はいつごろからか。また、収納対策として、どのような取り組みをしたかと質疑がありました。これに対し、執行部から、対象者は1名で、平成27年度から滞納となっており、総額で76万4,519円となっている。収納対策としては、電話や訪問により催促しているが、納付されない状況にあることから、今後も引き続き訪問するなど、納付計画に基づき、納付を促していくと答弁がありました。

次に、上天草市電気事業特別会計について、委員から、事業収入が前年度に比べ7.9%減少しているが、その原因はと質疑があり、これに対し、執行部から、令和元年度は九州電力の出力制御が24回と、平成30年度に比べ、出力制御が多かったのが原因の一つだと考えていると答弁がありました。

次に、文教厚生分科会所管について、委員から、スパ・タラソ天草修繕費について、決算額が大きい、今後の見込みは。また、当初予算時に掲げた会員数の目標達成状況と、指定管理者の達成に向けた取り組みの実績はと質疑があり、これに対し、執行部から、修繕費はストックマネジメント計画や公共施設アクションプランに基づき、修繕備品の更新等を行った。次年度以降も計画的に取り組んでいく。また、令和元年度の目標達成状況については、タラソ施設では目標に届かなかったものの、温泉施設では目標を達成している。具体的な会員拡大策として、施設を利用する前後の医療費や検診数値を比較し、その変化や効果をPRするモニター事業等に取り組んだと答弁がありました。

次に、小学校費、学校管理費の需用費について、委員から、800万円以上の不用額が発生しているが、その理由はと質疑があり、これに対し、執行部から、小学校の電気代等の光熱費の不用額で新型コロナウイルス感染拡大防止による学校休業によるものと答弁がありました。

このような審査を経まして、認定第1号、令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定については、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第2号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定についてでございます。委員から、年間有収水量率について、令和元年度の有収水位水量率は78.35%とのことだが、その数値をどう評価しているかと質疑がありました。これに対し、執行部からは、前年度と比較し0.1%上昇はしているものの、平成30年3月末の熊本県の平均が85%であることから、水道局としては、85%を目標と掲げ、日々努力しているところであると答弁がありました。

このような審査を経まして、認定第2号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定については、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計決算の認定についてですが、慎重に審議しました結果、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第4号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてでございますが、委員から、看護学校について、定員40名に対し、令和元年度入学者が35名となっている。資料によると、受験者は57人だったとのことだが、なぜ、入

学者が定員割れしたのかと質疑があり、これに対し、執行部から、合格者数は定員を一定数上回っていたが、4年制大学に合格した場合、入学を辞退することがあり、結果的に定員割れが生じたと答弁がありました。また、委員から、定員割れを防ぐ対処法はないのかと質疑があり、執行部から、ほかの看護学校より入学試験日を早めることで、ある程度の受験者を確保したいと考えている。また、ホームページやオープンキャンパスの内容の充実、高校への学校訪問の強化等にも積極的に取り組んでいくと答弁がありました。

このような審査を経まして、認定第4号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、予算決算常任委員会に付託しました認定第1号から認定第4号までの案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決をいたします。

認定第1号、令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 認定第2号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 認定第3号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計決

算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 認定第4号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

---

#### 日程第 5 議案第75号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第10号）

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第75号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして申し上げます。令和2年度上天草市一般会計補正予算（第10号）の予算議案1件を提出しております。この議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いたします。

追加議案書その2、1ページをお願いいたします。

議案第75号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ1億7,294万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を233億9,960万円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正は、災害復旧事業債1,770万円などを増額し、起債限度額の合計を29億6,058万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書7ページを御覧ください。

70(款) 県支出金15(項) 県補助金は5,189万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目) 災害復旧費県補助金において、漁港海岸の漂着物の回収及び処分を行う災害関連緊急大規模漂着物等処理対策事業に係る補助金5,189万9,000円を増額するものでございます。

85(款) 繰入金15(項) 基金繰入金10(目) 財政調整基金繰入金5,274万8,000円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。

95(款) 諸収入35(項) 雑入は389万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目) 雑入において、9月6日に接近した台風10号により被災した市営樋島団地に係る建物総合損害共済災害共済金107万2,000円。9月2日から3日にかけて接近した台風9号により被災した湯島公民館に係る建物総合損害共済災害共済金239万円を計上するものなどでございます。

99(款) 10(項) 市債は6,440万円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目) 災害復旧事業債において、台風9号により被災した市道の災害復旧事業に係る公共土木施設債950万円。台風10号により被災した漁港施設の災害復旧事業に係る漁業施設債260万円。小島公園キャンプ場の災害復旧事業に係る公共事業債、公共施設債560万円を増額するものでございます。101(目) 公共事業等債において、漂着物等処理対策事業4,670万円を増額するものでございます。

歳出について、主なものを御説明いたします。

予算書8ページを御覧ください。

20(款) 民生費10(項) 社会福祉費は152万7,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目) 社会福祉施設費において、台風9号により被災した湯島公民館のボイラー及びエアコン買い替え費用141万2,000円を計上するものなどでございます。

25(款) 衛生費15(項) 清掃費は1,613万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、清掃総務費において、災害関連緊急大規模漂着物等処理対策事業の対象とならない漁港海岸及び漁港海岸以外の海岸の漂着物の回収及び処分に係る委託料1,613万8,000円を増額するものでございます。

40(款) 10(項) 商工費は575万円の増額でございます。主なものとしまして、20(目) 観光費において、台風10号により被災した小島公園キャンプ場の浄化槽及び管理棟基礎部分の復旧費227万4,000円。転落防止柵の復旧工事費340万円を計上するものなどでございます。

45(款) 土木費25(項) 港湾費は1,146万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 港湾管理費において、台風10号により被災した上天草港永目港区の浮き栈橋1基、二間戸港区の浮き栈橋2基の修繕費408万円。阿村港区の鬼塚栈橋の撤去工事費738万6,000円

を計上するものでございます。

予算書9ページを御覧ください。

45(款)土木費35(項)住宅費は236万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)住宅管理費において、台風10号により市営樋島団地4号棟の屋上防水シートが剥離したことから、その修繕費214万5,000円を増額するものなどでございます。

50(款)10(項)消防費は1,178万9,000円の増額でございます。主なものとして、30(目)防災管理費において、台風9号及び10号の接近に伴い、待機した職員の時間外勤務手当が615万9,000円不足することに加え、今後の自然災害に備えるため、1,157万9,000円を増額するものなどでございます。

55(款)教育費25(項)社会教育費は357万2,000円の増額でございます。主なものとして、15(目)公民館費において、台風9号により被災した湯島公民館の屋根等の修繕費332万2,000円を増額するものなどでございます。

55(款)教育費30(項)保健体育費は139万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)体育施設において、台風10号により被災した姫戸運動広場の防球ネット等の修繕費139万4,000円を増額するものでございます。

60(款)災害復旧費10(項)農林水産施設災害復旧費は1億779万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、30(目)漁港施設等災害復旧費において、台風9号により被災した湯島漁港救護防波堤の災害復旧に係る測量設計業務委託料400万円。7月豪雨により、令和2年度補正予算(第6号)の予算措置により、漁港海岸の漂着物を一度撤去したものの、台風10号等により、再度漂着していることから、上天草市建設業協会と締結している災害時における応急活動に関する協定書に基づく処理に要する負担金1億379万9,000円を増額するものでございます。

予算書10ページを御覧ください。

60(款)災害復旧費15(項)公共土木施設災害復旧費は950万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)道路災害復旧費において、台風9号により被災した市道湯島西線3カ所の災害復旧に係る測量設計委託料450万円。応急復旧工事として、仮設道路の設置費用500万円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第10号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

**○議長(園田 一博君)** これから、質疑を行います。質疑はありますか。

田中辰夫君。

**○4番(田中 辰夫君)** 8ページですかね。土木費の港湾費の中での阿村鬼塚栈橋撤去工事、

撤去することに至った経緯をお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 鬼塚栈橋につきましては、これまで築造後40年が経過しているということがございます。老朽化が著しくて、私も見たときに、これはもう使えないなと思っておりましたけれども、この栈橋につきましては、10数年前からですね、定期航路が廃止されているということで、現在1社の事業者の方が細心の注意を払いながら使用していただいているというところでございます。しかしながら、ここ数年ですかね、私のほうも見に行きまして、その事業者の方とですね、今後補修する気持ちはございませんということで、いつかは撤去しますというようなお話をしていたところでございますけれども、今回の台風10号によりまして、引いておりますアンカーが一つ切れまして、現在一つで持っているというところでございますけれども、公共性等々を考えたときに、我々としては、これ以上ちょっと維持する必要はないのかなというところで判断しましたものですから、今回、撤去費を計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 10ページですかね。10ページの災害復旧費の中で、設計委託料と工事復旧を金額ほとんど変わらないぐらいの金額と思いますけれども、これは、あくまでも工事につきましては、応急ということで、本復旧があるということでの後での追加があると考えてよろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 今回補正させていただくのは、仮設道路の施工ということで、本復旧費は次回、測量が終わりましてから、後に、また補正させていただきます。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 仮設復旧ということで、大体どれぐらいの期間を予定されているのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 今の予定では、3カ月ほど予定しております。

○議長（園田 一博君） ほかに。

宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 8ページですけども、小島公園転落防止柵復旧工事340万ということで、工事費が上がっておりますが、これは、台風10号の影響で壊れた防止柵を工事するのに340万かかるということなんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） この件につきましては、10号で管理棟の横の護岸が崩れたというところもございますけれども、そのほかに、周回道路のところで破損が著しいところ

がありますので、そこも含めて今回復旧させようかなと思っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 台風による影響の前に、小島公園に向かって右と左に2カ所、その防止柵が壊れてたのがあったんですけど、それも含めてということでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） そのように理解していただければよろしいかと思えます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 2カ所壊れてたのは、もう夏シーズン前に壊れてたんですよ。私、一度、部長に、住民の方から、いつまでもそのまま危ないから、いつになったら工事してくれるんだというので聞かれたので、部長にお尋ねしたことがあったんですけど、もう入札も済んで、工事することになってますとおっしゃったんですよ。あのとき。で、その後、だけん、私は、夏のシーズンが来るので、あそこは左のほうはテントも張る場所なので、お客さんに観光客に対して危ないので、夏のシーズン前にしてくださいということをお願いしてたと思うんですね。それで、もう予算をそれにかけてあったと思うんですけど、まだいまだに修繕になってないんですよ。その分は、だから、予算に上げてあったはずなのに、その分も含めて、じゃあこの340万、その前のやつは、工事はどうなったんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今回ですね、予算の中で見ておりますのが、小島に入るところの左側に行きますと、今、トイレですかね、シャワー浴びるところ、あそこのところで、13メートルぐらい。それと、先ほど議員がおっしゃいましたテントを張るところのところが41メートルぐらいあります。そこも含めてやると。それと、今回の右側の護岸の壊れました部分と、その先の1カ所というところで合計しますと、64メートル、歩道はですね、今回予算を計上させていただいております。

○6番（宮下 昌子君） 3回ですかね。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。違うやつならよか。

○6番（宮下 昌子君） いや、この、これに関してあるんですけど、もう3回、これも3回でだめ。納得いかないんですけど。

○議長（園田 一博君） ほかに。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 8ページの清掃費で、1,600万ほどこれ漂着ごみと思うんですけど、ついているんですけど、それと、9ページに、港湾の清掃費が1億300万ほどついているんですけど、このすみ分けはどのようにされてるのか。これちょっとお尋ねしたいと思うんですが。1,600万のほうは、どのような活用されるのか、場所とか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えさせていただきます。



漁港海岸区域については、水産庁の補助事業である災害関連緊急大規模等漂着物等処理対策事業及び漁港海岸単独災害復旧事業を活用するものとして、農林水産課のほうで対応していただくこととなっております。

また、それを除くところで、港湾区域を中心としまして、環境省の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、漂着物の回収処分にあたっているというような状況でございます。

今回、環境省の補助分については、熊本県の補助の割り当て額を超過して見込めないものということで、今回は、一般財源による補正計上とさせていただいているところです。

以上です。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 島田委員から御質問がありました1億379万9,000円の件なんですけども、これについては、漁港区域の漂着物を対象として考えておりまして、八代海側に面します五つの漁港海岸を対象としてます。千束漁港、鷺浦漁港、蔵々漁港、牟田漁港、小屋河内漁港、それぞれこの五つを一応対象にしておりまして、7月の豪雨から対しまして、7月末ぐらいから撤去の作業をして、港湾等に仮置きをしております。で、その仮置きをしておる流木の容積を、今回の全部整理しまして、それに対する処分費まで含んで積算をした結果、以前、見積もりをしていた金額よりも相当大きくはなりましたけれども、この予算でないとちょっとやれないということと、現在、まだ多少、港湾内のあたりもありますので、その部分の撤去も含めて、今回、予算を計上させていただいたというところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） だから、例えば、農水のほうと清掃とあるもんだけん、かぶつとるということじゃなかと。その辺の違和感ば若干感じるんだけど、その辺のすみわけね。予算の出所が違うから。清掃費のね。それがちょっと分かりにくかよね。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） すいません。実際、今、経済振興部長が話されましたけれども、水産庁の補助が受けられる漁港区域については、農林水産課のほうで、また、それに当たらない部分について、港湾のほうが中心ということになりますけれども、そちらのほうについて、環境省の補助を中心に対応を行っていくというような形で、すみ分けを行っているというような状況になります。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 経済部長は、不知火側ですね。の予算を使うて、1億300万だったかな。ていう答弁だったばってん、なら、こっちは、その中でその補助対象にならない港湾とか、多分有明臨海にはごみはなかと。その辺はどがんったですか。そっちも含まれているのかな。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 実際、大矢野町のほうでも、江樋戸港区とか、そういったと

ころで現在も仮置きされておりますけれども、そういった部分については、今回、こちらの生活環境課のほうで対応をするということで、予算計上させていただいてるところです。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 今の清掃費のことでお尋ねいたします。例えば、漁港とか港湾は、必ず河川に続いておりますけれども、その漁港はここまで、港湾はここまでいうふうに決まってくるようですかね。それとも、必ずそこから小さな河川に全部あのごみが入っていったととですね。だけん、その部分の除去は含まれているのか、いないのかをお尋ねいたしたいと思います。どこまでがどこまで区切ってあるかどうかですね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今回の場合は、小規模の河川の部分については、まだ検討はしてないところでございますけれども、生活環境課のほうで、やはり対応すべきじゃないかなど、私は思っておりますので、後ですね、またちょっと検討させていただければと思います。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 必ずですね、もう1回そこだけをして、また川の部分にごみが入るととが、また帰ってきて、同じところに漁港とか港湾にたまってしまおうとですね。だけん、もう川の部分も撤去してもらわんと、同じことを何回も繰り返すようなこととなりますので、なるべく奥までですね。市民生活部長さんですかね、除去をお願いをいたしたいと思います。そうせんと何回もせなん。同じことだと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） まず、現地のほうを確認させていただきたいと思えます。教良木ですかね。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 今、経済振興部長が答弁する中で、東側のほうの、今言われたでしよ。基本的にですね、ごみというのは、港湾にしろ、漁港区域にしろですね。風が変わり、潮が変われば移動するわけですよ。その移動する部分をそのまますくい上げれば越したことはないんですけど、その辺の対応というのは柔軟に対応してもらわなければ、ここは漁港だから、ここは港湾だからということではできないと思うんですよ。何が言いたいと言え、その辺の部分を対応していただければ、これだけの予算をいただいたわけでございますので、当然、その見合うしこのごみ自体はなくなるわけでございますので、もうこれはいつもですね、団体のほうで話しますけど、このごみ対策の問題に対しては、我々、漁師にとれば永遠のテーマなんです。特に、こういった異常気象あたりが頻繁に起きればですね、災害が起きれば、なおさらその都度、こういう議論はあるわけですよ。だから、特別に、やっぱりあれが繰り返

返しですけど、これが農水、これが港湾とかいう部分は抜きにして、横の連携をちゃんととっていただいてですね。これは対応していかねば、決してとってしまえばなくなるという問題でございませぬので、どうぞ、2回も3回も同じようなことを言うことで、耳が痛いと思えますけど、ぜひともその辺の対応は、部長も、市民生活部長もですよ。その辺の理解をしていただく中で動いていただければと思っております。両部長に答えていただければ幸いですけど、よろしくお願ひします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 御意見ありがとうございます。港湾も漁港も基本的に農林水産課の所管になります。海岸を含めてですね。ですから、その中で、どっちがどうというような区分けはしてるつもりはございませぬ。今回の処理につきましても、県漁連は県漁連で漁師さんたちが出て作業しておられます。姫戸の沖を見ましたところ、2週間前も漁船の姿を見ました。まだやっておられるんだなというようなところもございましてですね。やはり、関係する関係者の皆さんと連携をしながら、やっぱりやっていくべきと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 御意見ありがとうございます。私どものほうも、農林水産課、経済振興部と協力しながら、連携しながら取り組んできたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 何点かちょっとお尋ねしたいと思ひます。

まず、初めに、湯島の災害復旧工事ですね。建設課のほうで計上してありますが、ここの工事は、前回工事してまだ1年未満じゃなかったのかなと私の記憶では思ひんですけど、その場合ですよ。普段災害で壊れた場合、国のそういう災害に対しての交付金とか補助があるんじゃないかと思ひんですけど、そういう部分は該当するんでしょうか。今回は。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 未満災といひまして、1年未満でしたら、ちょっと協議が要りませぬけども、これ、ここの箇所は、平成29年の災害で被災したところですので、大丈夫かと思ひます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 湯島のあのルートはですよ、よくこういう台風とか高波で崩れることが多いです。この工事の私は専門家でないのでわかりませぬけど、この手法でいうか、そのやり方というの、今後やっぱり調査する必要があるんじゃないかと、地元の方たちが言っておられました。なので、やはり今度発注する際は、その辺もちょっと議論していただければと思ひます。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 災害の場合はですね、原形復旧となっております。ほかに、単独で前面に消波ブロックとか入れたら、また対応も変わってくるかと思しますので、そういう方面で考えていきたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 一度工事したところが、また、今後、やっぱ古い箇所もあります。もう住民の人たちも心配されておるので、災害にも強い対策というのを行っていただければと思います。

それと、7ページのこの雑入については、総務部長にお尋ねすればいいんですかね。この雑入については、これは、例えば、今回の災害においてのですよ、共済災害共済金からの保険の支払いだと思うんですが、ちょっと私が深くは計算しておりませんが、いろいろなところにこの保険が適用されておりますが、例えば、教育施設とか、そういうところには、この雑入では入ってきかない部分がありますけど、例えば、自分の財産等には、住宅保険とかそういうのが掛けられると思うんですよ。例えば、こういう団地とかも、これによると、市のほうが掛けているかと思えます。ただ、満額出ていない分がほとんど多いんじゃないかと思うので、これは、この説明をちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしく申し上げます。

補助率は、負担率は2分の1を負担していただいていることになっております。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 学校施設関係で修繕費が出ておりますが、これは、今、保険の対象にはまだ上げられておりません。といいますのが、ガラス等の破損に関しては、保険が適用できない部分がありますので、修繕が終わってから、その結果で共済のほうと協議をしたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 教育委員会のほうは、今後、共済のほうと話すということですが、ちなみに、今ですね、総務部長が言われた2分の1しか適用がされないということなんでしょうか。例えば、住宅の場合はですよ。災害等で壊れた場合は、保険屋さんが満額負担されたりするじゃないですか。その分はどうなっているんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 住宅に関しては、ちょっと詳しいところわかりませんが、今回予算概要もつけていると思いますが、支出、例えば、龍ヶ岳漁協者センターですが、55万7,000円の補正額について歳入が27万8,000円ということがございますので、制度として2分の1ということで計上しております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） その辺がそういう制度ならば、ちょっとまた窓口のほうにちょっと

その辺は詳しく調べに来ます。

それと、8ページの小島公園キャンプ場の修繕、浄化槽の修繕ということでお尋ねしたいんですけど、以前、小島公園のキャンプ場の宿泊された一般の方からSNSで取り上げられた中に、冷蔵庫がたくさんあって、不法投棄じゃないかみたいな感じで取り上げられていて、それがですね、今回のこの浄化槽の上にたくさん置いてあったんですけど、そういうのが影響で、今回崩れたということはないんですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。

今回は、台風10号の波浪、波の影響で外側の護岸が崩れたために土砂が崩れた。で、それによって、浄化槽まで影響したというところであるかなと思っております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 地元の方によると、その護岸が崩れたことによって、その上に投棄されていた冷蔵庫が海に流れて、また海岸に上がっていたという話をお伺いしたんですけど、じゃあ、その部分は、護岸が崩れたことによってそれが崩れて海岸に流されたというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今、おっしゃられました冷蔵庫ですかね。冷蔵庫ですかね。その件については、ちょっと私のほうでは把握しておりません。

○議長（園田 一博君） ほかに。

小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 10ページなんですけど、先ほど、湯島の災害復旧の件ですけども、災害ですので、原形復旧はもう私も重々承知をしておりますけれども、平成29年竣工で、その後、大きな台風は最近来てないわけですね。そういった中で壊れたということは、やはりそれまでの設計とかが、ちょっとあまりにも安易な感じでされていたのかなと思いますので、災害復旧をされた後に、これから台風等も大型になってきて、恐らく波とかも大きくなると思います。ですから、災害復旧は災害復旧でされた後にですね、何らかの措置を考えたほうが、例えば、波消しブロックを設置するとかですよ。そこら辺を、今後考えていただければと思います。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） その点につきましては、やはり消波ブロックは必要じゃないかとは、私たちも考えておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、議案第75号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第75号は可決することに決定しました。

○議長（園田 一博君） お諮りします。12時となりましたが、全日程終了するまで会議を続けたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

---

日程第 6 発議第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（園田 一博君） 日程第6、発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

総務常任委員長、新宅靖司君。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） それでは、提案理由の説明を行います。

発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について、会議規則第14条第2項の規定により提出するもので、提出者は、総務常任委員長、新宅靖司です。

意見書の内容を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面し、地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療、介護、子育て、地域の防災、減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源補償機能と、財源調整機能の両機能

が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することとなることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。5、固定資産税は、市町村の極めて重大な基幹税であり、税制の根幹に影響する見直しは、家屋償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時類例の措置として、やむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。上天草市議会議長、園田一博。提出先は、衆参議員両議長を初め、内閣総理大臣並びに関係大臣でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。発議第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議員派遣の件について

○議長（園田 一博君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。よって、変更する場合には、本職に一任する

ことに決定いたしました。

---

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後12時13分